



金沢市公報

第2638号

平成21年(2009年)11月2日
 〒920-8577
 金沢市広坂1丁目1番1号
 発行所 金沢市役所
 (題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
● 告 示		○金沢市消防用設備等設置資金の利率について	(予 防 課) 4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について	(生活支援課) 1	● 公 告	
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称又は所在地の変更について ()	2	○予防接種を行うことについて (2件)	(健康総務課) 4
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の廃止について ()	2	○地区計画等の原案の縦覧について	(都市計画課) 5
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の休止について ()	2	○土地区画整理組合の理事の就任について	(市街地再生課) 6
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ()	2	○開発行為に関する工事の完了について	(建築指導課) 6
○金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金の利率について (都市計画課) 3		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 7	
○市道の区域の変更について (道路管理課) 3		● 教育委員会告示	
○道路の供用の開始について () 3		○平成22年度金沢市立工業高等学校本科第1部(全日制)の課程の第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校) 7	
○金沢市がけ地防災工事資金の利率について (建築指導課) 4		● 監査公表	
		○監査公表 (第16号) (監査事務局) 10	

告 示

●金沢市告示第250号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
金沢ホームケアクリニック	金沢市鞍月3丁目127番地	平成21年5月1日
白山歯科	金沢市泉野町6丁目19番50号	平成21年7月1日
浅野内科医院	金沢市小金町8番7号	平成21年8月1日
中央通町あおぞら薬局	金沢市中央通町9番20号	平成21年9月1日
広岡ラン薬局	金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル1階101	平成21年9月1日
なかざわ眼科クリニック	金沢市三口町火48番地	平成21年10月10日
なかた整形外科クリニック	金沢市吉原町ハ21番地	平成21年10月13日

●金沢市告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

変 更 前		変 更 後		変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
クスリのアオキ安原薬局	金沢市安原土地区 画整理事業地内42 街区21番	変更なし	金沢市福増町南 1252番地	平成21年7月21日
医療法人社団 浅ノ川 金沢循環器病院	金沢市田中町は16 番地	医療法人社団 浅ノ川 心臓血管センター 金沢循環器病院	変更なし	平成21年10月1日

●金沢市告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
白山歯科	金沢市泉野町6丁目17番35号 リブライフ1号室	平成21年6月30日
医療法人社団 繁尚会 浅野内科医院	金沢市小金町8番7号	平成21年7月31日
医療法人社団 整美会 中田外科医院	金沢市吉原町ハ28番地1	平成21年10月12日

●金沢市告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を休止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人社団 村上歯科医院	金沢市法光寺町214番地	平成21年7月31日

●金沢市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
宮野 健二郎	すこやか訪問マッサージ治療室	金沢市諸江町9番20号	平成21年5月1日
谷内 忍	やち接骨院	金沢市材木町7番11号	平成21年9月11日
前田 和清	金沢ハート治療院	金沢市堅田町甲113番地	平成21年10月1日

●金沢市告示第255号

金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金融資条例（昭和55年条例第1号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年1.80パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成21年11月2日以後の申込者について適用します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年11月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
二級幹線	2級幹線310号 戸室新保・清水線	清水町（元南原）へ4番13先から	旧	8.0～69.0	140
		清水町（元南原）へ4番8先まで	新	8.0～46.0	140
一般市道	準幹線501号 堀川・桜町線	桜町135番3先から	旧	3.8～4.1	27
		桜町135番1先まで	新	5.0～5.1	27
一般市道	準幹線517号 野町・泉野出町線	泉が丘1丁目46番10先から	旧	4.9～5.2	18
		泉が丘1丁目46番10先まで	新	5.5～5.6	18
一般市道	横山町線3号	横山町497番8先から	旧	4.2～4.3	34
		横山町497番9先まで	新	5.1	34
一般市道	鞍月20号 南新保町線21号	南新保町口21番1先から	旧	6.0	13
		南新保町口21番1先まで			
		南新保町口41番1先から	新		
		南新保町口41番1先まで			
一般市道	押野4号 上荒屋4丁目線12号	上荒屋4丁目75番11先から	旧	4.4～11.9	203
		上荒屋4丁目15番2先まで			
		上荒屋4丁目52番先から	新		
		上荒屋4丁目15番2先まで			
一般市道	押野5号 上荒屋5丁目線5号	上荒屋5丁目102番先から	旧	3.7～4.3	126
		上荒屋4丁目75番13先まで			
		上荒屋5丁目102番先から	新		
		上荒屋5丁目1番1先まで			

●金沢市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年11月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
2 級 幹 線 310 号 戸 室 新 保・清 水 線	清 水 町 (元 南 原) へ 4 番 13 先 から 清 水 町 (元 南 原) へ 4 番 8 先 まで	平成21年11月2日
準 幹 線 501 号 堀 川・桜 町 線	桜 町 135 番 3 先 から 桜 町 135 番 1 先 まで	〃
準 幹 線 517 号 野 町・泉 野 出 町 線	泉 が 丘 1 丁 目 46 番 10 先 から 泉 が 丘 1 丁 目 46 番 10 先 まで	〃
横 山 町 線 3 号	横 山 町 497 番 8 先 から 横 山 町 497 番 9 先 まで	〃
鞍 月 20 号 南 新 保 町 線 21 号	南 新 保 町 口 41 番 1 先 から 南 新 保 町 口 41 番 1 先 まで	〃
押 野 4 号 上 荒 屋 4 丁 目 線 12 号	上 荒 屋 4 丁 目 52 番 先 から 上 荒 屋 4 丁 目 15 番 2 先 まで	〃
押 野 5 号 上 荒 屋 5 丁 目 線 5 号	上 荒 屋 5 丁 目 102 番 先 から 上 荒 屋 5 丁 目 1 番 1 先 まで	〃

●金沢市告示第258号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年1.80パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成21年11月2日以後の申込者について適用します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第259号

金沢市消防用設備等設置資金融資条例（昭和48年条例第6号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年1.60パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成21年11月2日以後の申込者について適用します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	平成21年11月2日から 平成22年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者
別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
中積 智子	金沢メディカルステーション ヴィーク	金沢市木ノ新保町1番1号 金沢西口ビル4階	ジフテリア・破傷風第2 期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成21年11月2日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成22年1月7日とする。

(1) 平成21年12月21日から同月31日までに65歳になる者

(2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成21年12月21日から同月31日までに60歳になる者

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適當でない者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
森 紀 喜	ポニユールクリニック	能美市下ノ江町イ201番地1

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成21年11月2日から同月16日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成21年11月2日から同月24日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	南森本地区 地区計画	金沢市南森本町二及び福久町ハ の各一部	別図（登載省略）のとおり
地区計画	パークサイド四十万地区 地区計画	金沢市四十万町北及び額谷町の 各一部	別図（登載省略）のとおり

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

金沢市無量寺第二土地地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
稲本 誠一	金沢市無量寺町子73番地1、子75番地1	平成21年10月5日
松平 裕喜	金沢市無量寺町ソ50番地	平成21年10月5日
勝島 保雄	金沢市無量寺町子170番地2	平成21年10月5日
西村 義嗣	金沢市無量寺町子13番地	平成21年10月5日
佐々木 彦人	金沢市無量寺町子215番地	平成21年10月5日
宮田 崇弘	金沢市無量寺町子186番地	平成21年10月5日
本田 昌樹	金沢市無量寺町子63番地	平成21年10月5日
矢野 博光	金沢市無量寺町子25番地	平成21年10月5日
庄田 壽男	金沢市無量寺町子219番地	平成21年10月5日
上田 外喜男	金沢市無量寺町子24番地2	平成21年10月5日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市平和町2丁目120番1及び120番3から120番11まで並びに野田町4番1、4番4から4番6まで及び7番1	道路 金沢市平和町2丁目120番1、120番3及び120番4並びに野田町4番1、4番4及び7番1	金沢市畝田中2丁目93番地 株式会社 ダイトク不動産 代表取締役 勘村 哲之
金沢市桜町135番1から135番5まで	道路 金沢市桜町135番5	金沢市諸江町上丁581番地2 株式会社 中部ジェイ・シイ 代表取締役 安田 勇作

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成21年11月2日

金沢市長 山 出 保

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第9号

平成22年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）の課程の第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成21年11月2日

金沢市教育委員会委員長 佐藤 秀紀

平成22年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）の課程の第1学年入学者募集要項

1 本科第1部（全日制）

(1) 出願資格

志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住し（入学までに県内に居住する場合を含む。）、かつ、志願者については次のいずれかに該当する者

ア 平成22年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 中学校を卒業又は修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員	備 考
機 械 科	80人	学年制及び2学期制で、第2学年から機械科はメカニクス及びシステム、電気情報科は電気、情報通信及び情報の各コースに分かれる。
電 気 情 報 科	80人	
建 築 科	40人	
土 木 科	40人	

(3) 出願手続

ア 入学志願者（本科第1部に志願する者をいう。以下同じ。）は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。

イ 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

ウ 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

エ 県外からの入学志願者及び(1)のウに該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

オ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

(4) 志願変更

ア 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

イ 志願変更手続

(ア) 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

(イ) 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、(ア)に準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

- (ウ) 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。
- (5) 出願及び志願変更等の期間
- ア 入学願書受付期間
平成22年2月19日(金)から同月24日(水)まで
ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
なお、出願の特例措置については、(11)のエ及びオによるものとする。
- イ 志願者数公表
平成22年2月24日(水)午後3時30分に、本校において行う。
- ウ 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）
平成22年3月1日(月)から同月3日(水)まで
- エ 調査書等の提出期間
平成22年3月3日(水)から同月5日(金)まで
なお、ア、ウ及びエについての毎日の受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成22年2月24日(水)及び同年3月3日(水)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。
- (6) 入学者の選抜
入学者の選抜は、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。
- ア 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料として本校校長が行う。
なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
- イ 調査書等による内申と各教科の学力検査の成績結果との取扱いについては、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査することとし、学力検査2日目の検査結果も十分参考にする。
- (7) 調査書
調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。
- (8) 自己申告書
中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。
なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封のうえ、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。
- (9) 学力検査
- ア 学力検査は、平成22年3月10日(水)及び同月11日(木)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。
- イ 学力検査1日目には、国語、数学、社会、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の5教科の学力検査について実施し、次の日程により行う。

3月10日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10	13:10～14:00	14:20～15:10
	国 語	数 学	社 会	理 科	英 語

*各教科100点満点

ウ 学力検査2日目には、次の日程により作文を実施する。

3月11日(木)	9:00～9:50
	作 文

- (10) 合格者の発表
学科別合格者の発表は、平成22年3月18日(木)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。
- (11) 通学区域及び県外からの出願
ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定

めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成22年1月8日(金)以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

エ 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。

オ エの特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成22年3月1日(月)から同月3日(水)午後3時までとする。

(12) 帰国生徒の出願

ア 中学校に在籍する帰国後3年未満の帰国生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(13) 学力検査における特別措置

ア 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、石川県教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。

ウ 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項13の(1)の例による。

(14) 推薦入学

次の学科について実施する。

ア 募集人員 102人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	33人
電 気 情 報 科	33人
建 築 科	18人
土 木 科	18人

イ 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成22年3月に県内の中学校を卒業見込みの者のうち、次に掲げる要件を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

(ア) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。

(イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

(ウ) 調査書の各記録が優良であること。

(エ) 中学校長の推薦を得た者であること。

ウ 出願方法及び出願手続

(ア) 出願は、1人1学科に限る。

(イ) 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、(3)のウに定めるところによる。

(ウ) 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成22年3月3日(水)から同月5日(金)までに本校校長に提出すること。

エ 出願期間

出願受付期間は平成22年2月2日(火)及び同月3日(水)とし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

オ 面接

(ア) 面接は、平成22年2月9日(火)に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

(イ) 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

(ウ) 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

カ 推薦入学者の選抜

(ア) 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

(イ) 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

キ 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

(ア) 平成22年2月16日(火)午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

(イ) 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成22年2月16日(火)に各中学校長に送付する。なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

ク 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成22年3月18日(木)正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

ケ 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成22年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項12の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

(15) その他

ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成22年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

イ 入学願書及び本校の募集要項は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒（角形2号）に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

2 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

監 査 公 表

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年11月2日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年9月28日
 (2) 措置を講じた部局等 企業局営業部お客さまサービス課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成17年3月11日(平成17年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見</p> <p>収入に関する事務</p> <p>水洗便所改造資金貸付回収金について、未収額は依然増加傾向にあることから、滞納金の早期確保に努められるよう要望する。</p>	<p>滞納金の確保を図るため、長期間連絡先が不明であった滞納者の所在地調査を行い、未収金の催促を行うとともに、電話催告や訪問集金の回数・時間帯を工夫するなど滞納金の徴収強化を図った。その結果、過年度未収額は減少傾向にある。</p>

◎正 誤

○平成21年10月1日付け金沢市公報第2635号の3

頁	箇所	誤	正
8	上から26行目	40%	50%

平成21年(2009年)11月2日 印刷
平成21年(2009年)11月2日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)